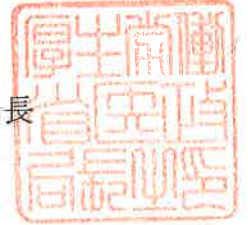




医政発 0330 第 26 号
平成 28 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」
の一部改正について

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成 15 年 7 月 28 日医政発第 0728001 号)により、各都道府県知事あてに通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。